

審決

不服 2015- 20055

アメリカ合衆国カンザス州 66603, トピーカ, サウスウエスト・エイス・
アベニュー 400

請求人 ヒルズ・ペット・ニュートリション・インコーポ
レーテッド

大阪府大阪市北区南森町 1-4-19 サウスホレストビル 新樹グローバル・
アイピー特許業務法人内

代理人弁理士 村井 康司

特願 2013-113901 「非発酵性繊維を含む、高タンパク、低炭水
化物のペットフード組成物」拒絶査定不服審判事件〔平成 25 年 9 月 26
日出願公開、特開 2013-188225〕について、次のとおり審決す
る。

結 論

本件審判の請求は、成り立たない。

理 由

1 手続の経緯

本願は、平成 16 年 6 月 3 日（パリ条約による優先権主張：外国庁受理
2003 年 6 月 3 日、米国）を国際出願日とする特願
2006-515127 号（以下「原出願」という。）の一部を、平成 25
年 5 月 30 日に新たな特許出願としたものであって、平成 26 年 9 月 9 日付
けで拒絶理由が通知され、これに対して、同年 12 月 10 日に意見書が提出
され、平成 27 年 7 月 3 日付けで拒絶査定がなされ、これに対して、同年
11 月 9 日に拒絶査定不服審判の請求がなされると同時に特許請求の範囲に
係る手続補正がなされたものである。

なお、平成 27 年 11 月 9 日付けの手続補正は、補正前の請求項 1 を削除
して、補正前に請求項 1 を引用する請求項 12 を、さらに引用する形式で記
載されていた請求項 13 を、新たな請求項 1 としたものであるから、同請求
項の削除を目的とした補正であって、特許法第 17 条の 2 第 5 項第 1 号に掲
げる「請求項の削除」を目的としたものに該当し、適法な補正である。

2 本願発明

本願に係る発明は、平成 27 年 11 月 9 日付けで補正された特許請求の範
囲の請求項 1 ないし 26 に記載されたものと認められるところ、その請求項
1（補正前の請求項 13）に記載された発明（以下「本願発明」という。）
は、次のとおりのものである。

「25 重量％～70 重量％の量の高タンパク、10 重量％～60 重量％の量
の高脂肪、12 重量％～20 重量％の量の低炭水化物、及び 8～15 重量％
のセルロース、ヘミセルロース、リグニン、およびそれらの混合物から選択
された非発酵性繊維を含む、体重管理を必要とし、一時的な異常な炭水化物
代謝を有する猫において使用するためのフード組成物。」

なお、「25 重量％～70 重量％」、「10 重量％～60 重量％」、
「12 重量％～20 重量％」、「8～15 重量％」は、本願明細書におい
て、栄養素分析が「100%DM ベース」で行われていること（表 1、3、

6を参照のこと。)からみて、乾燥ベースでの重量%であると認められる。

3 刊行物に記載された発明

(1) 刊行物1に記載された発明

原査定の拒絶の理由に引用文献1として引用され、原出願の優先日前に頒布された刊行物である米国特許第6 2 0 3 8 2 5号明細書(以下「刊行物1」という。) には、以下の事項が記載されている(下線は審決で付した。以下同様。訳文は当審にて作成した。) 。

ア 「FIELD OF THE INVENTION

The present invention relates to a method to protect obligate carnivores from a disease of abnormal carbohydrate metabolism, such as diabetes or obesity. In particular, such animals are protected by feeding them a nutritionally balanced diet that includes a high protein content, moderate fat content, and low carbohydrate content.」 (1欄15行ないし22行)

(訳文)

「発明の技術分野

本発明は、真性肉食動物を、糖尿病や肥満などの異常な炭水化物代謝の疾患から保護するための方法に関する。特に、これらの動物は、高タンパク質含有量、適度な脂肪含有量そして低炭水化物含有量を含む栄養的にバランスのとれた食物が与えられることによって保護される。」

イ 「The current invention relates to the surprising discovery that feeding a cat a diet including low carbohydrate content, high protein content, and moderate fat content improves that cat's health, or well-being. Such a diet is very similar to the natural diet that obligate carnivores, such as cats, have evolved to eat. This invention addresses all obligate carnivores, including all species from the Feloidae family and obligatory carnivores from the Canoidae family. Since an obligate carnivore is not adapted to carbohydrate in its diet, and furthermore has an inability to regulate its hepatic enzymes as omnivores do, without being bound by theory, the inventor believes that the intake of dietary carbohydrate at levels seen in commercial cat foods would actually be harmful to an animal, causing depletion and/or suppression of insulin, and ultimately causing those most sensitive to these effects to become clinically diabetic. The inventor also believes that obesity in an obligate carnivore, such as the cat, is caused, at least in part, by a high carbohydrate intake. High intake of carbohydrate by an animal adapted to almost exclusive intake of fat and protein appears to cause abnormal regulation of the hormones and enzymes that signal the fed and unfed state to the body. Further, this consumption of carbohydrates with the concomitant increase in circulating insulin causes the energy of the diet to be stored as fat.」 (4欄3行ないし26行)

(訳文)

「この発明は、猫に与える低炭水化物含有量、高タンパク質含有量、適度な脂肪含有量を含む食物はその猫の健康、または健康と幸福を向上させるという驚くべき発見に関する。このような食物は、猫のような真性肉食動物が、食べる進化をしてきた自然の食物に非常に似ている。本発明は、ネコ科とイヌ科の全ての種を含む全ての真性肉食動物に対応する。真性肉食動物はその食物中の炭水化物に順応せず、さらに雑食動物のように肝臓の酵素を調節できないので、理論に縛られることなく、発明者は、市販のキャットフードにみられる量の食物炭水化物の摂取は、インシュリンの低下及びまたは抑制を引

き起こし、最終的にはこれらの効果に最も敏感なものが臨床的に糖尿病になることを引き起こして、現実には動物に有害であると考えている。発明者はまた、猫のような真性肉食動物の肥満は、少なくとも部分的には高炭水化物の摂取によって引き起こされると考えている。脂肪とタンパク質にほぼ限られた摂取に順応した動物による炭水化物の大量摂取は、体に食物が供給されたか否かの状態を知らせるホルモンや酵素の異常な調節を引き起こす原因であると考えている。さらに、循環するインスリンの増加に付随するこの炭水化物の消費は、食物のエネルギーを脂肪として蓄える原因となる。」

ウ 「The present invention includes a method to protect an obligate carnivore from a disease of abnormal carbohydrate metabolism. The method includes the step of feeding the carnivore a nutritionally balanced diet that includes a low carbohydrate content; a high protein content, preferably animal source protein; and a moderate fat content. In one embodiment, such a diet maintains the health, or well-being, of an obligate carnivore that is in good health. A preferred nutritionally balanced diet comprises a protein content of from about 25% to about 60% on a dry matter basis, a fat content of from about 15% to about 60% on a dry matter basis, and a carbohydrate content of not more than about 12% on a dry matter basis. Another preferred nutritionally balanced diet comprises a protein content of from about 30% to about 70% on a dry matter basis, a fat content of from about 10% to about 40% on a dry matter basis, and a carbohydrate content of not more than about 12% on a dry matter basis. Another preferred nutritionally balanced diet includes animal meat wherein the balance of nutrients in the animal meat approximates the balance of nutrients in a total animal carcass.」 (4 欄 2 7 行ないし 4 7 行)

(訳文)

「本発明は、異常な炭水化物代謝の疾患から真性肉食動物を保護するための方法が含まれる。その方法は、低炭水化物含有量；高タンパク質含有量、好ましくは動物源タンパク質；と適度な脂肪含量を含む栄養的にバランスのとれた食物を肉食動物へ与える工程を含む。一実施形態では、このような食物は健康である真性肉食動物の健康、または健康と幸福を維持する。望ましい栄養的にバランスの取れた食物は、乾燥ベースで約 25% から約 60% のタンパク質含有量、乾燥ベースで約 15% から約 60% の脂肪含有量、および乾燥ベースで約 12% より多くない炭水化物含有量を含む。別の好ましい栄養的にバランスの取れた食物は、乾燥ベースで約 30% から約 70% のタンパク質含有量、乾燥ベースで約 10% から約 40% の脂肪含有量、および乾燥ベースで約 12% より多くない炭水化物含有量を含む。別の好ましい栄養的にバランスの取れた食物は、動物の死体全体の栄養バランスに近似した動物の肉の栄養バランスである動物の肉を含む。」

エ 「The present invention also includes a method to protect an obligate carnivore from a disease of abnormal carbohydrate metabolism that includes the following steps: (a) producing a nutritionally balanced diet comprising a protein content of from about 25% to about 60% on a dry matter basis, a fat content of from about 15% to about 60% on a dry matter basis, and a carbohydrate content of not more than about 12% on a dry matter basis; and (b) feeding such a diet to the obligate carnivore. The present invention also includes a method to protect an obligate carnivore from a disease of abnormal carbohydrate metabolism that includes the following steps: (a) producing a nutritionally balanced diet comprising a protein content of from about 30% to about 70% on a dry matter basis, a fat content of from about 10% to about 40% on a dry matter basis, and a carbohydrate content of not more than about 12% on a dry matter basis; and (b) feeding such a diet to the obligate carnivore.」 (4 欄 4 8 行ないし 6 4 行)

(訳文)

「本発明はまた、以下の工程を含む異常な炭水化物代謝の疾患から真性肉食動物を保護するための方法が含まれている。：(a) 乾燥ベースで約25%から約60%のタンパク質含有量、乾燥ベースで約15%から約60%の脂肪含有量、乾燥ベースで約12%以上より多くない炭水化物含有量からなる、栄養的にバランスの取れた食物を製造；および(b) 真性肉食動物に、このような食物を与える。本発明はまた、以下の工程を含む異常な炭水化物代謝の疾患から真性肉食動物を保護するための方法が含まれている。：

(a) 乾燥ベースで約30%から約70%のタンパク質含有量、乾燥ベースで約10%から約40%の脂肪含有量、乾燥ベースで約12%以上より多くない炭水化物含有量からなる、栄養的にバランスの取れた食物を製造；および(b) 真性肉食動物に、このような食物を与える。」

オ 「Rather, the diets positioned as “diabetes diets” for cats have a high-fiber, moderate protein, moderate carbohydrate, and low fat profile that mimics the diets used to manage diabetes mellitus in dogs. In fact, no definitive research into the unique characteristics of feline diabetes and the resulting dietary implications has been done. Rather, what is believed and known about management of canine diabetes has been applied to cats, despite vast differences in the metabolism of obligate carnivores, such as cats, and omnivores, such as dogs. Thus, the invention of using a low carbohydrate diet with high protein and moderate fat to manage, cure, and prevent a disease of abnormal carbohydrate metabolism is different and new.」 (7欄63行ないし8欄34行)

(訳文)

「猫用の『糖尿病食』と位置付けられている食餌の概略は、高用量の繊維、中程度のタンパク質、中程度の炭水化物、及び低用量の脂肪を有するものであり、犬の糖尿病を管理するのに使用される食餌を模倣している。実際に、猫の糖尿病に特異的な性質と、結果として食餌により引き起こされると予測されることについては、信頼がおける研究は行われていない。むしろ、犬のような雑食動物と猫のような真正肉食動物では代謝が大きく異なっているにも関わらず、犬の糖尿病の管理に関して信じられており、知られている事が猫にも適用されてきた。そこで、低炭水化物の食餌を、高タンパク質と中程度の脂肪と共に用いて、正常ではない炭水化物代謝の疾患を管理し、治療し、予防する発明は異なっており、新規である。」

力 「One embodiment of the present invention is a method to protect an obligate carnivore from a disease of abnormal carbohydrate metabolism by feeding the obligate carnivore a nutritionally balanced diet that includes a low carbohydrate, high protein and moderate fat content. As used herein, to protect from a disease means to prevent, control, cure, ameliorate or reduce the severity of said disease. In accordance with the present invention, to protect also includes to maintain the health, i.e., well-being, of an animal.」 (8欄35行ないし44行)

(訳文)

「本発明の一実施形態は、真性肉食動物に低炭水化物、高タンパク質と適度な脂肪含量を含む栄養的にバランスの取れた食物を供給することにより、異常な炭水化物代謝の疾患から真性肉食動物を保護するための方法である。本明細書において用いられる場合、病気から保護するとは、前述の病気が重くなることを防ぐこと、制御すること、治すこと、改善することや、弱めることを意味する。本発明によれば、保護するとはまた、動物の健康、すなわち、健康で幸福な状態を維持することを含む。」

キ 「Other ingredients may be added in this composition as desired; such additives include flavoring agents, coloring agents, inorganic compounds, and fillers. A filler, or bulking agent, is defined as an ingredient that by addition to the composition, brings the

composition to a one hundred percent composition. A filler or bulking agent comprises a non-digestible component, examples of which include, but are not limited to, non-digestible proteins, non-digestible fats, or non-digestible carbohydrates. Non-digestible carbohydrate is also known as fiber, examples of which include, but are not limited to, cellulose, peanut hulls, and soy fiber.」(9欄17行ないし28行)

(訳文)

「所望に応じて他の成分は、この組成物に添加することができ、そのような添加剤は、香味剤、着色剤、無機化合物、および充填剤が挙げられる。充填剤、または増量剤は、組成物に添加することによって、100パーセント組成をもたらす成分として定義される。充填剤または増量剤は、非消化性成分を含むものとしては、非消化性タンパク質、非消化性脂肪、又は非消化性炭水化物が例示される。しかし、これらに限定されない。非消化性炭水化物はまた、繊維として知られており、セルロース、落花生殻、および大豆繊維が例示される。しかし、これらに限定されない。」

ク 「Examples of diseases of abnormal carbohydrate metabolism include, but are not limited to, diabetes and obesity.」(9欄46行ないし48行)

(訳文)

「異常な炭水化物代謝の疾患の例としては、糖尿病や肥満に限定されるものではない。」

ケ 「The amount of carbohydrate present in a nutritionally balanced diet of the present invention is of key importance and should be sufficiently low so as not to cause, or lead to, a disease of abnormal carbohydrate metabolism in the fed animal. In one embodiment, the amount of carbohydrate in an obligate carnivore's diet, and preferably in a cat's diet, on a dry matter basis, preferably is less than about 20% carbohydrate. More preferred is a concentration less than about 15% carbohydrate, even more preferred is a concentration of less than about 12% carbohydrate, even more preferred is a concentration of less than about 10% carbohydrate, even more preferred is a concentration of less than about 8% carbohydrate, even more preferred is a concentration of less than about 6% carbohydrate, even more preferred is a concentration of less than about 5% carbohydrate, even more preferred is a concentration of less than about 4% carbohydrate, and even more preferred is a concentration of about 2% or less carbohydrate. In one embodiment, no carbohydrate is added to the cat's diet.」(9欄49行ないし67行)

(訳文)「本発明の栄養的にバランスの取れた食物中に存在する炭化水素の量は、決定的に重要であり、給餌された動物における異常な炭水化物代謝の疾患を引き起こさない、又は、これにつながらないように十分に低くすべきである。一実施形態では、真性肉食動物の食物中の炭水化物の量は、好ましくは猫の食物中において、乾燥ベースで、好ましくは約20%の炭水化物より少ない。さらに好ましくは約15%の炭水化物より少ない濃度であり、さらにいっそう好ましくは約12%の炭水化物より少ない濃度であり、さらにいっそう好ましくは約10%の炭水化物より少ない濃度であり、さらにいっそう好ましくは約8%の炭水化物より少ない濃度であり、さらにいっそう好ましくは約6%の炭水化物より少ない濃度であり、さらにいっそう好ましくは約5%の炭水化物より少ない濃度であり、さらにいっそう好ましくは約4%の炭水化物より少ない濃度であり、さらにいっそう好ましくは約2%またはこれより少ない炭水化物の濃度である。一実施形態では、猫の食物に炭水化物は加えられない。」

コ 「The present invention also includes a method to protect an

obligate carnivore from a disease of abnormal carbohydrate metabolism that includes the step of feeding the obligate carnivore a nutritionally balanced food composition that comprises a percentage of carbohydrate on a dry matter basis that is not more than the highest percentage of carbohydrate on a dry matter basis that will protect said obligate carnivore from said disease of abnormal carbohydrate metabolism. In one embodiment, the method includes a food composition that has a similar protective effect as a food composition comprising animal meat wherein the balance of nutrients in said animal meat approximates the balance of nutrients in a total animal carcass.

The present invention also includes a method to maintain the health of a healthy obligate carnivore that includes the step of feeding the carnivore a nutritionally balanced food composition that comprises a percentage of carbohydrate on a dry matter basis that is not more than the highest percentage of carbohydrate on a dry matter basis that will maintain the health of said healthy obligate carnivore. In one embodiment, the method includes a nutritionally balanced food composition that has a similar health maintenance effect as a food composition comprising animal meat wherein the balance of nutrients in said animal meat approximates the balance of nutrients in a total animal carcass.」 (12欄1行ないし26行)

(訳文)

「本発明はまた、前記異常な炭水化物代謝の疾患から真性肉食動物を保護するであろう乾燥ベースで最も高い炭水化物のパーセンテージより、大きくない乾燥ベースの炭水化物のパーセンテージからなる、栄養バランスのとれた食物組成物を供給する工程を含む異常な炭水化物代謝の疾患から真性肉食動物を保護するための方法が含まれる。一実施形態において、本方法は、動物の体全体の栄養バランスに近似した前記動物の肉からなる食物組成として同様の保護効果を有する食物組成を含む。

本発明はまた、健康な真性肉食動物の健康を維持するであろう乾燥ベースで最も高い炭水化物のパーセンテージより、大きくない乾燥ベースの炭水化物のパーセンテージからなる、栄養バランスのとれた食物組成物を供給する工程を含む、健康な真性肉食動物の健康を維持する方法を含む。一実施形態において、本方法は、動物の体全体の栄養バランスに近似した前記動物の肉の栄養バランスである動物の肉からなる食物組成として同様の健康維持効果を有する栄養的にバランスした食物組成を含む。」

サ 「Example 3

This example demonstrates the ability to produce a dry food formulation of a nutritionally balanced diet of the present invention.

A dry nutritionally balanced diet, defined as 4.77% carbohydrate, 32.4% fat, and 44.98% protein with the remainder of the composition being 5.51% ash, 10.94% moisture, and 1.4% fiber, was prepared as follows. A sample of DIET 1 was slowly dried and baked such that a starting moisture content of 25% to 35% was reduced to a moisture content of about 10%.」 (15欄6行～17行)

(訳文)

「実施例3

この実施例では、本発明の栄養的にバランスの取れた食物のドライフード調整を生産できることを表す。

4.77%の炭水化物、32.4%の脂肪、44.98%のタンパク質および残りの組成物である5.51%の灰、10.94%の水分、1.4%の繊維で定められた乾燥して栄養的にバランスの取れた食物は、以下のように調製された。食物1のサンプルは、初めの25%～35%の含水率を約10%の含水率まで低下するようなやり方でゆっくり乾燥させて焼いた。」

上記した摘記事項からみて、刊行物1には、次の発明が記載されていると

認められる（以下「刊行物1発明」という。）。

「乾燥ベースで約25%から約60%のタンパク質含有量、乾燥ベースで約15%から約60%の脂肪含有量、および乾燥ベースで約12%より多くない炭水化物含有量を含む、猫に与える食物。」

（2）刊行物2に記載された事項

原査定の拒絶の理由に引用文献2として引用され、原出願の優先日前に頒布された刊行物である特開平8-191668号公報（以下「刊行物2」という。）には、次の事項が記載されている。

ア 「【0001】

【産業上の利用分野】本発明は、愛玩動物の肥満を予防又は改善するための安全性の高いペットフードに関する。

【0002】

【従来の技術及び発明が解決しようとする課題】近年、犬や猫の肥満発生率は30～40%と高く、また、ペットがコンパニオンアニマルとして家族の一員同様に扱われるようになるにつれ、ペットの肥満予防に関する飼い主の関心も高まっている。

【0003】従来、ペットの肥満予防法として、脂肪を強度に制限し、繊維質を大幅に増量した減量食を用いた食事療法が一般に行われていた。しかし、その食事療法には給与量の制限が必要であるため、空腹を覚えたペットに飼い主が負け、減量に失敗することが多かった。また、極度の給与制限による減量は脂肪肝を引き起こす等、かえって健康へ悪影響を及ぼすため、食事制限の必要の無い食事療法の開発が望まれていた。」

イ 「【0007】以下、本発明につき更に詳しく説明すると、本発明のペットフードは、ペットフードに含まれる不飽和脂肪酸のトランスノシス比が重量比として0.001～0.3であり、且つ、乾燥成分として2～30重量%の食物繊維を含むと共に、杜仲、ゲンノショウコ、サンシシ、車前草、ブクリョウ、ハブ茶、十薬、センナ、大黄、麻黄、人参、ヨクイニン、ホップ、トウガラシ、ウーロン茶、プランタゴオバタ及びギムネマシルベスタの群から選択された生薬及びそれらの溶媒抽出物の1種または2種以上を含有してなるものである。」

ウ 「【0009】また、本発明でいう食物繊維とは、ヘミセルロース、セルロース、ペクチン、リグニン等の難消化成分の総体を指し、ここで定める食物繊維の含有量はAOAC法（プロスキーの酵素重量法）で定量した食物繊維量である。食物繊維の配合量は肥満予防効果及びペットの嗜好性の面から、ペットフードを乾燥させた場合の重量中2～30重量%が好ましく、特に5～15重量%が好ましい。」

エ 表1には、実験用飼料A、B、C、D、E、F、Gの組成が記載されており、飼料A、B、Cは、それぞれセルロースが、0.0、2.0、5.0とされており、それぞれデキストリンが、24.5、22.5、19.5とされており、それ以外の杜仲原末、大豆油、牛脂、ラード、ビタミンフリーカゼイン、ショ糖、ブドウ糖、ゼラチン、DLメチオニン、DLトリプファン、ビタミン、ミネラルは、0.0、3.0、0.0、2.0、15.0、16.0、23.0、15.0、0.3、0.2、0.2、0.8の同じ値が記載されている。

オ 「【0024】〔実施例3〕表5に示す試験飼料の生薬として杜仲、杜仲の水製エキス、ゲンノショウコ、サンシシ、車前草、ブクリョウ、ハブ茶、十薬、センナ、大黄、麻黄、人参、人参の30%エタノール製エキス又はヨクイニンを用いた猫用精製飼料を作製し、飼育試験を行った。飼育試験は、生後約1年の日本猫を1群5頭として使用し、対照飼料又は各試験飼料を2カ月間自由に摂取させ、体重変化と健康状態を観察評価した。

・ ・ ・

【0026】その結果を表6に示すが、本発明のペットフード構成からなる

試験飼料を給与した試験群の体重増加は、生薬を含まない対照群と比較して明らかに抑制された。なお、試験期間中、試験群と対照群のいずれにおいても猫の健康状態に異常は認められなかった。」

力 表5には、対象飼料と試験飼料の配合量（重量%）が記載されており、生薬は、前者0.0、後者0.05、セルロースは、両者とも5.0と記載されている。

（3）刊行物3に記載された事項

原査定の拒絶の理由に引用文献3として引用され、原出願の優先日前に頒布された刊行物である特開昭60-153762号公報（以下「刊行物3」という。）には、次の事項が記載されている。

ア 「本発明は家畜、家禽用飼料に関するものである。」（1頁左下欄11行）

イ 「セルロース、ヘミセルロース、リグニン等を主成分とするダイエタリーファイバーは、血清コレステロールの増減の調整、肥満、糖尿病、虫垂炎、大腸ガンの予防、食品中の毒性物質の排除促進等に相関関係があることが認められている。」（2頁左下欄13行ないし17行）

4 対比

本願発明と刊行物1発明とを対比する。

（1）刊行物1発明の「乾燥ベースで約25%から約60%のタンパク質含量」「を含む」は、本願発明の「25重量%～70重量%の量の高タンパク」「を含む」の「25重量%～70重量%」の数値範囲に包含されるから、「25重量%～70重量%の量の高タンパク」「を含む」に相当し、同様に、「乾燥ベースで約15%から約60%の脂肪含有量」「を含む」は、「10重量%～60重量%の量の高脂肪」「を含む」に相当する。

（2）刊行物1発明の「乾燥ベースで約12%より多くない炭水化物含有量を含む」と、本願発明の「12重量%～20重量%の量の低炭水化物」「を含む」は、「低炭水化物を含む」で共通する。

（3）刊行物1発明の「猫に与える食物」は、本願発明の「猫において使用するためのフード組成物」に相当する。

（4）したがって、本願発明と刊行物1発明とは、
「25重量%～60重量%の量の高タンパク、15重量%～60重量%の量の高脂肪、低炭水化物を含む、猫において使用するためのフード組成物。」の点で一致し、以下の点で相違する。

〔相違点1〕：「低炭水化物」の量に関して、
本願発明が、「12重量%～20重量%の量」であるのに対して、
刊行物1発明は、「乾燥ベースで約12%より多くない」量である点。

〔相違点2〕：「猫において使用するためのフード組成物」の組成に関して、
本願発明が、「8～15重量%のセルロース、ヘミセルロース、リグニン、およびそれらの混合物から選択された非発酵性繊維を含む」のに対して、
刊行物1発明は、そのような特定がない点。

〔相違点3〕：「フード組成物」を「使用する」対象である「猫」に関して、
本願発明が、「体重管理を必要とし、一時的な異常な炭水化物代謝を有す

る」猫であるのに対して、
刊行物 1 発明は、そのような猫であるとの特定がない点。

5 判断

(1) 相違点 1 について

ア 刊行物 1 発明において、「炭水化物含有量」を、「約 12%より多くない」量のうち、どのような量とするかは当業者が適宜決定する事項であるから、これを 12%とすることは、当業者であれば適宜なし得たことである。

そして、この場合、炭水化物の量は、相違点 1 に係る本願発明の条件を満たすことになる。

イ また、刊行物 1 において、「一実施形態では、・・・猫の食物中において、乾燥ベースで、好ましくは約 20%の炭水化物より少ない。」と、炭水化物を約 20%程度まで含有させてよいことの示唆があることから（上記 3 (1) ケを参照。）、刊行物 1 発明において、炭水化物含有量を、12重量%～20重量%程度の量とすることは、当業者であれば容易に着想し得たことである。

ウ 以上から、刊行物 1 発明において、相違点 1 に係る本願発明の構成を採用することは、当業者にとって容易になし得たことである。

(2) 相違点 2 について

ア 刊行物 1 発明に対する刊行物 2 技術の適用

(ア) 上記 3 (2) アないしウから、刊行物 2 には、「ネコを含むペットの肥満予防効果の面から、ペットフードに、ヘミセルロース、セルロース、リグニン等の食物繊維を、ペットフードを乾燥させた場合の重量中 5～15重量%含有させること」（以下「刊行物 2 技術」という。）が記載されている。なお、ヘミセルロース、セルロース、リグニンは何れも非発酵性繊維である。

(イ) ここで、刊行物 1 発明は、動物を肥満から保護することを課題としていることに加え（上記 3 (1) ア、イを参照。）、充填剤または増量剤として、「セルロース」等の繊維を食物に含ませてもよい旨の示唆がある（上記 3 (1) キを参照。）ことから、刊行物 1 発明において、刊行物 2 技術を適用して、ヘミセルロース、セルロース、リグニン等の非発酵性繊維を含ませることは、当業者が適宜なし得たことである。

そして、本願明細書の記載からは、相違点 2 に係る本願発明の数値限定に臨界的な意義が認められず、そのような数値範囲を採用することは、刊行物 2 技術の数値範囲を踏まえるなどして当業者が適宜決定する事項に過ぎない。

イ 刊行物 1 発明に対する周知技術の適用

(ア) 肥満予防効果の観点で、動物に与える食物にヘミセルロース、セルロース、リグニン等の食物繊維を含ませることは、周知技術である（必要ならば、刊行物 2、刊行物 3 を参照。）。なお、ヘミセルロース、セルロース、リグニンは何れも非発酵性繊維である。

(イ) ここで、刊行物 1 発明は、動物を肥満から保護することを課題としていることに加え（上記 3 (1) アないしウを参照。）、充填剤または増量剤として、「セルロース」等の繊維を食物に含ませてもよい旨の示唆がある

（上記 3 (1) キを参照。）ことから、刊行物 1 発明において、上記周知技術を適用して、ヘミセルロース、セルロース、リグニン等の非発酵性繊維を含ませることは、当業者が適宜なし得たことである。

そして、本願明細書の記載からは、相違点 2 に係る本願発明の数値限定に臨界的な意義が認められず、そのような数値範囲を採用することは、当業者が適宜決定する事項に過ぎない。

ウ 以上のとおり、刊行物 1 発明において、相違点 2 に係る本願発明の構成を採用することは、当業者が刊行物 2 技術又は周知技術に基づいて容易になし得たことである。

(3) 相違点 3 について

ア 刊行物 1 には、刊行物 1 発明に係る食物を与えるべき動物に関する記載として、「発明者はまた、猫のような真性肉食動物の肥満は、少なくとも部分的には高炭水化物の摂取によって引き起こされると考えている。炭水化物の大量摂取は、体に食物が供給されたか否かの状態を知らせるホルモンや酵素の異常な調節を引き起こす原因であると考えている。さらに、循環するインスリンの増加に付随するこの炭水化物の消費は、食物のエネルギーを脂肪として蓄える原因となる。」(上記 3 (1) イを参照。)との記載がある。

イ 刊行物 1 の上記アの記載のうち、「炭水化物の大量摂取は、体に食物が供給されたか否かの状態を知らせるホルモンや酵素の異常な調節を引き起こす」とは、本願明細書の段落【0020】の「ほぼ脂肪及びタンパク質のみの摂取に適応した動物による炭水化物の高い摂取は、供給状態及び非供給状態を体に合図するホルモン及び酵素の異常な調節をもたらすことがある。これは、一時的な異常な炭水化物代謝をもたらすことがあり、一旦フード中の炭水化物レベルが変更されると、正常な炭水化物代謝状態が動物に戻る。」との記載に照らせば、動物が一時的な異常な炭水化物代謝を有する場合のことを指すと解される。

また、刊行物 1 の上記アの記載のうち、「発明者はまた、猫のような真性肉食動物の肥満は、少なくとも部分的には高炭水化物の摂取によって引き起こされると考えている。」「循環するインスリンの増加に付随するこの炭水化物の消費は、食物のエネルギーを脂肪として蓄える原因となる。」との記載が、動物に体重管理が必要な場合のことを指すことは明らかである。

ウ 上記ア及びイのとおり、刊行物 1 発明を「体重管理を必要とし、一時的な異常な炭水化物代謝を有する」猫において使用するものとして構成することは、刊行物 1 において示唆されているので、当業者であれば容易に想到し得たことである。

(4) 本願発明の効果について

上記相違点 1 ないし 3 によって本願発明が奏する効果は、当業者が刊行物 1 発明、刊行物 2 及び 3 に記載された事項から予測し得る程度のものであって、格別のものとは認められない。

(5) 請求人の主張について

ア 請求人は、審判請求書にて「引用文献 1 の記載に引用文献 2 及び 3 の記載をどのように組み合わせようと、本願請求項 1 の組成、即ち、「10 重量%～60 重量%の量の高脂肪」「12 重量%～20 重量%の量の低炭水化物」「8～15 重量%の非発酵性繊維」を含むフード組成物を想起することはできず、非発酵性繊維を 8～15 重量%にすることでペットの体重を効果的に減少できることは予測できない。」(5 頁 23 行ないし 27 行を参照。)と主張する。

しかしながら、上記 4 (4)、5 (1) (2) のとおりであって、請求人の主張は採用できない。

イ また、請求人は平成 26 年 12 月 10 日付け意見書にて「本願発明のフード組成物を提供する対象となる動物は本願請求項 1 に記載されているように、「体重管理を必要とし、一時的な異常な炭水化物代謝を有する猫」です。本願明細書の段落番号【0020】に記載されているように、請求項 1 に記載された「一時的な異常な炭水化物代謝」は、糖尿病のような疾患から生じたものではなく、引例 1 に記載された糖尿病を除外するものです。すなわち、糖尿病のような疾患は(一時的ではない)慢性的な炭水化物代謝、即ち高血糖を示しますが、本願請求項 1 においては、そのようなコンパニオン動物を、本願発明のフード組成物の投与対象から除外しています。」(4 頁 3 行ないし 9 行を参照。)と主張している。

しかしながら、刊行物 1 に、異常な炭水化物代謝の疾患の例として肥満が挙げられていること(上記 3 (1) アを参照)に加え、「異常な炭水化物代

謝の疾患の例としては、糖尿病や肥満に限定されるものではない。」（上記 3（1）クを参照）との記載があることを踏まえれば、刊行物 1 発明に係る食物が与えられる動物は糖尿病を罹患した動物に限定されないから、請求人の主張は採用できない。

6 むすび

以上の検討によれば、本願発明は、当業者が刊行物 1 発明、刊行物 2 に記載された事項及び刊行物 3 に記載された事項に基いて、容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

したがって、請求項 2 ないし 26 に係る発明について検討するまでもなく、本願は拒絶すべきものである。

よって、結論のとおり審決する。

平成 28 年 9 月 21 日

審判長	特許庁審判官	赤木 啓二
	特許庁審判官	谷垣 圭二
	特許庁審判官	住田 秀弘

（行政事件訴訟法第 46 条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から 30 日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、特許庁長官を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕 P 18 . 1 2 1 - Z (A 2 3 K)

出訴期間として 90 日を附加する。

審判長	特許庁審判官	赤木 啓二	8202
	特許庁審判官	住田 秀弘	8702
	特許庁審判官	谷垣 圭二	3010